

奄美大島ノネコ管理計画最終目標達成に向けた取組の評価

1. 希少種生息域（森林内）からのノネコの捕獲排除

（1）森林域（南西部捕獲地域）での捕獲 【実施主体】環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p>2020年度 ノネコ管理手法を一定程度確立する。</p> <p>2022年度 南西部捕獲地域においてノネコ個体数の顕著な減少が確認される。</p>	<p>2020～2022年度 検討会にてノネコ捕獲の進捗について報告し、評価及びフィードバックを行う。</p> <p>2022年度 自動撮影カメラによるノネコ確認個体数、捕獲効率（CPUE）、在来種モニタリングの結果等を用いて南西部捕獲地域におけるノネコの捕獲効果、混獲対策の評価を行う。</p>	<p>△</p> <p>毎年公開の検討会を開催し、捕獲方法等について評価見直しを行った。</p> <p>南西部捕獲地域においてノネコの捕獲が進んだ。</p> <p>（ノネコの捕獲効果）</p> <p>個体識別調査の結果、南西部のエリアのネコは捕獲開始当初より、減少が確認された（図1）。他の地域からの個体の流入や山間部での繁殖があるため顕著な減少には至っておらず、引き続き捕獲を行う必要がある。</p> <p>（混獲対策）</p> <p>カゴわなの混獲対策について事業開始から様々な対策を試行した結果、混獲や空打ちも少なく、高い稼働率が維持できている。</p>	<p>他の地域からの個体の流入や山間部での繁殖確認もあることから、モニタリング結果に留意し、必要に応じて捕獲を実施する。</p>

		以上のことから、評価は△とした。	
--	--	------------------	--

※全ての評価結果については以下の基準により、各関係機関で判断した。

○：目標に対して取組を行い、概ね達成できた。 △：目標に対して取組を行い、一定の成果は達成できた。

×：目標に対して取組を行ったが、十分な成果が達成できていない。

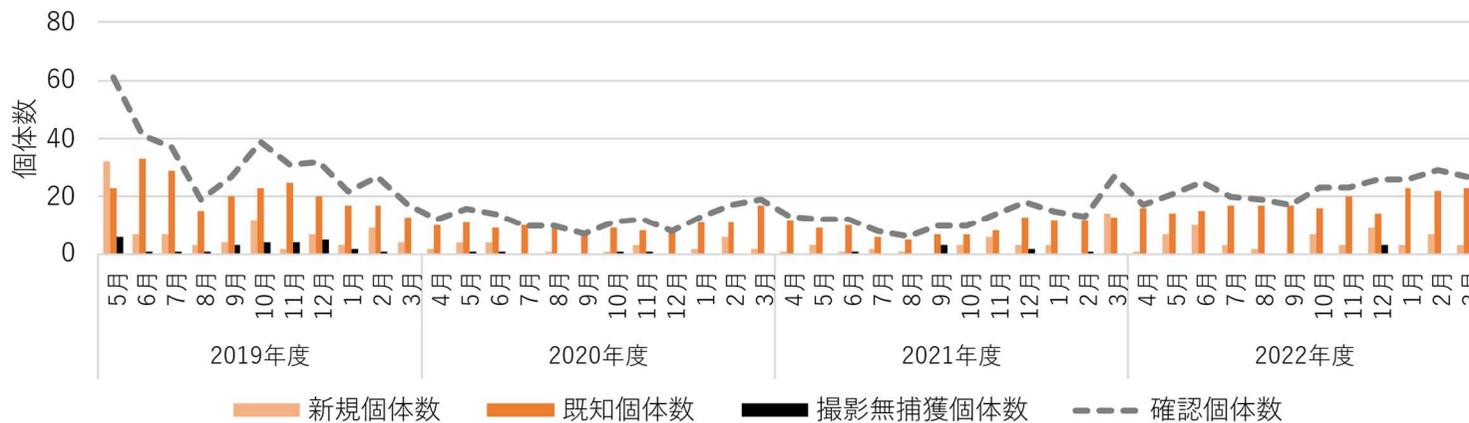


図1 南西部*1でのノネコ確認個体数の推移

※1 2019年度までに着手した南西部のエリア 87 平方キロメートル。

(2) 森林域（奄美大島全域）での捕獲 【実施主体】環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
2021～2022年度の全域捕獲体制を確保する。 2025年度 奄美大島全域においてノネコ個体数の減少傾向が見られる。	2020～2027年度 検討会にてノネコ捕獲の進捗について報告し、評価及びフィードバックを行う。 2025年度 奄美大島全域におけるノ	△ 2022年度までに奄美大島全域での捕獲体制の確保は達成ができなかったが、島面積の約3分の2まで捕獲	捕獲作業の全域展開に遅れが生じており、管理計画の2027年度の目標達成が困難になる可能性があるが、2025年度の目標を「全域での捕獲

2027年度 奄美大島全域においてノネコ個体数を低密度化させる。	ネコ捕獲の評価を、自動撮影カメラによるノネコ確認個体数、捕獲効率（CPUE）、在来種モニタリングの結果等を用いて行うとともに、ノネコの個体数推定を実施する。	<u>エリアを拡大した。</u> 以上のことから、評価は△とした。	作業の展開」に修正することで、改めて体制の確保を目指す。必要に応じて 2025年度 にスケジュールの見直しを行う。
----------------------------------	--	--------------------------------------	--

【取組】

毎年公開の検討会を開催し、事業の進捗を報告するとともに有識者から評価をもらい、事業内容へのフィードバックを行った。**2022年度**時点で累計 420頭のノネコを捕獲した。

(3) 在来種モニタリング（南西部捕獲地域） **【実施主体】** 環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
2020年度 在来種モニタリング手法を一定程度確立する。 2022年度 南西部捕獲地域において在来種の生息密度や生息範囲を把握する。	2020～2022年度 検討会にて南西部捕獲地域における在来種モニタリングの結果について報告し、評価及びフィードバックを行う。 2022年度 南西部捕獲地域における自動撮影カメラ調査、アマミノクロウサギ糞塊調査等による在来種のモニタリング状況及び回復状況を評価する。	○ モニタリング手法が確立され、在来種の生息状況を把握できている。また、南西部においては在来種の経年変化を確認できている。 以上のことから、評価は○とした。	

【取組】

各種カメラやアマミノクロウサギの糞粒調査によって在来種の生息状況の把握を行った。

(4) 在来種モニタリング（奄美大島全域） 【実施主体】環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p>2022年度 奄美大島における在来種モニタリング手法を確立する。</p> <p>2027年度 奄美大島全域で在来種の生息密度や生息範囲を把握する。</p>	<p>2020～2027年度 検討会にて在来種モニタリングの結果について報告し、評価及びフィードバックを行う。</p> <p>2027年度 奄美大島全域における自動撮影カメラ調査等による在来種のモニタリング状況及び回復状況を評価する。</p>	<p>△</p> <p>モニタリング手法は確立されたが、全域展開できていない。</p> <p>毎年公開の検討会を開催し、事業内容へのフィードバックを行った。</p> <p>以上のことから、評価は△とした。</p>	<p>モニタリングの全域展開に遅れが生じたため、新たに2025年度より全域でのモニタリングを開始する目標を掲げた。</p>

【取組】

各種カメラやアマミノクロウサギの糞粒調査によって在来種の生息状況を把握出来ており、モニタリング手法を確立した。毎年公開の検討会を開催し、事業の進捗を報告するとともに、有識者から評価をもらい、事業内容へのフィードバックを行った。

(5) 捕獲後の対応 【実施主体】奄美大島ねこ対策協議会、鹿児島県、環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p>2020～2027年度 島内外へのさらなる譲渡を推進する。</p>	<p>2022、2025年度 捕獲ネコ譲渡実施要領を点検し、必要に応じて見直しを検討する。</p>	<p>○</p> <p>譲渡認定者は毎年拡充しており、捕獲ネコ譲渡実施要領についても点検を実施した。</p> <p>捕獲事業開始から現在まで、すべての捕獲個体を譲渡した。</p> <p>以上のことから、評価は○とした。</p>	<p>適切な運用のもと、今後も協力してもらえる譲渡団体・個人を増やせるように、情報発信を行う必要がある。</p>

【取組】

譲渡認定者については毎年1～2件増えており、実施要領点検は様式改正も含めて計3回（一時預かり人の設定など）実施した。

捕獲事業開始から現在まで、すべての捕獲個体を譲渡した（2023年3月末時点、収容中の死亡は除く）。

【これまでの各取組のまとめと評価】

環境省では2018年度から森林域におけるノネコの捕獲を実施してきた。捕獲開始当初は約16km²での捕獲であったが、少しずつエリアを拡大し、2020年度には作業内容を考えたエリア区分の見直しおよびノネコの生息状況に応じた作業内容の変更を試みた。現在は8つの低密度維持地域と3つの重点捕獲地域（島全体の約3分の2に相当する474.1km²）で捕獲作業を実施している。多くのエリアでノネコの識別個体数は減少しているが、里からの流入、ノネコの林内での繁殖が確認されていることから、引き続き現在の捕獲作業を継続するとともに、できるだけ早く全域で捕獲作業を行えるように体制を整える必要があり、新たに2025年度より全域で捕獲及びモニタリングを開始する目標を掲げた。

在来種の回復は、捕獲を始めたエリアで少しずつ確認されてきているところである。モニタリングを継続して行い、捕獲効果について検証を行う。

捕獲後の譲渡については、現在のところ多くの協力者・団体によって実施されている。譲渡要領についてはこれまでに様式も含めて3度の改正を行い、譲渡認定者の負担軽減等を行った。引き続き適切な運用となるよう捕獲ネコ譲渡実施要領の点検を行うとともに譲渡認定者を増やす努力を関係機関で行う。

2. ノネコの発生源対策

（1）集落地区における適正飼養の推進 【実施主体】奄美大島ねこ対策協議会、鹿児島県

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
2025年度 奄美大島全域において飼い猫の適正飼養の徹底、ノラネコの顕著な減少が見られる。	2022、2024、2026年度 集落毎に数値目標の達成状況について定期的に評価を行う。	○ 飼い猫台帳整理、普及啓発、条例遵守の促進などの結果、ロードマップにおける重点地区Aの目標値を概ね達成した（表1）。	飼い猫台帳整理において飼養状況の正確な把握のため項目の見直しや市町村での統一化を行う。
2027年度 奄美大島全域において新たなノネコ・ノラネコが発生しない。	2022年度 集落地区において飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。	また、飼い猫条例についても見直し	マイクロチップ装着や不妊化については、引き続き支援強化を行う。 引き続き飼い猫条例の遵守及び完全

	<p>2025年度 奄美大島全体におけるノラネコの生息状況及び飼い猫の適正飼養状況について集計し、評価を行う。また、飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。</p>	<p>を行い、様式や文言の適正化等、5市町村統一して規則改正を行った。以上のことから、評価は○とした。</p>	<p>室内飼いの向上を促進するため、取組を進めるとともに、2025年度の目標に向け、発生源対策の目標達成に即した評価設定の検討を行う。</p>
--	---	---	---

【取組】

(飼い猫の台帳整理) 飼い猫登録者への飼養状況の確認を行い、台帳整理を行った。

(普及啓発) 動物愛護週間中での呼びかけのほか、2021年度は4回、島内の小中学校へ出張授業を実施した。

(飼い猫条例の遵守) 飼い猫登録者のうち、マイクロチップ装着未実施や不妊化できていない飼い主へ個別指導を行い、集落でのマイクロチップ装着会や病院への移送補助などの装着支援を実施した。

表1.奄美大島重点地域における数値目標達成状況

項目	重点地区 A	目標値	重点地区 B	重点地区 C	備考
飼い猫のマイクロチップ装着率	73.6%	70%	68.7%	64.6%	
外飼いネコの不妊去勢率	90.1%	80%	98.7%	87.0%	
完全室内飼い率	60.6%	60%	62.8%	79.7%	室内飼い率については、聞き取り項目の市町村による違い等により、適切な集計ができていない可能性がある。
ノラネコ TNR 率	94.7%	80%	92.9%	95.1%	

※集落地区を重点地区 A～C に分類している。重点地区 A は希少種の保全上重要な地域に隣接した地区で、重点地区 B は A に準ずる地区、重点地区 C は B に準ずる地区として設定した。ロードマップでは 2022 年度は重点地区 A のみで目標を設定している。

(2) 市街地地区における適正飼養の推進 【実施主体】奄美大島ねこ対策協議会（奄美市、瀬戸内町）、民間団体、各町内会（島民）

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p>2025 年度 奄美大島全域において飼い猫の適正飼養の徹底、ノラネコの顕著な減少が見られる。</p> <p>2027 年度 奄美大島全域において新たなノネコ・ノラネコが発生しない。</p>	<p>2022 年度 市街地地区において飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。</p> <p>2025 年度 奄美大島全域におけるノラネコの生息状況及び飼い猫の適正飼養状況について集計し、評価を行う。また、飼い猫条例の遵守状況についても点検し、必要に応じて見直しを検討する。</p>	<p>△</p> <p>（奄美市）ノラネコの TNR などを実施し、2022 年度現在で 1 年目の 1 地区は不妊化率が 80%、そのほかの 3 地区は 90% 超となった。市街地における飼い猫のマイクロチップ装着率は 73.2%、外飼い猫の避妊・去勢率は 95.5% となっており、概ね条例の遵守が図られている。</p> <p>（瀬戸内町）市街地における飼い猫のマイクロチップ装着率 48.3%、外飼い猫の避妊・去勢率 85.7% となっており、こちらも概ね条例の遵守が図られている。</p> <p>以上の達成度がある一方で、市街地地区の評価指標の設定ができていないことから、評価は△とした。</p>	<p>飼い猫台帳整理において飼養状況の正確な把握のため項目の見直しや市町村での統一化を行う。</p> <p>マイクロチップ装着や不妊化については、引き続き支援強化を行う。</p> <p>飼い猫条例の遵守及び完全室内飼いの向上を促進するため、引き続き取り組んでいく。</p> <p>2025 年度の目標に向け、発生源対策の目標達成に即した評価設定の検討を行う。</p>

【取組】

（奄美市）市街地の取組については、これまでに 4 町内会をモデル地区として住民参加型の外猫（外飼い猫とノラネコ）モニタリングを行ってきた。取組においては、町内会の協力を仰ぎ、住民の参加を促した。

（瀬戸内町）情報提供があった場所を中心にノラネコの TNR を実施。飼い猫のマイクロチップ装着や不妊・去勢手術の周知を行った。

【これまでの各取組のまとめと評価】

適正飼養の推進については、2019年度から台帳整理を始め、飼養状況の正確な情報収集に努めた。集落地区においては、ロードマップ作成時に適正飼養についての数値目標を定めた。また、集落地区は近隣の希少種の生息状況から重点地区A～Cの3エリアに分け、より重要度の高いエリアから目標を達成していくように設定した。TNRについてはモニタリングと捕獲を組み合わせた方法により、現在までに5,535頭の不妊化を実施した（市街地地区、集落地区の合計）。結果、2022年までに重点地区Aで目標とする数値に達成することができた。一方で、現在の指標では今後の目標達成の評価が困難であることを認識した。飼い猫については台帳整理における適切な質問項目の見直しを行い、引き続きほかの地区も含めて次の目標に向けて適正飼養を進めていく。

市街地地区では、住民参加型の外猫（外飼い猫とノラネコ）モニタリングを4つのモデル地区で実施した。モニタリングを元にしたTNRによって、4地区のノラネコTNR率は94.1%となった。また、モニタリングを通して住民の意識向上も図られたと思われる。今後とも、住民参加型のモニタリングも実施しつつ、市街地地区の自治会がない地区においては集落地区と同様に事業者の協力を得てノラネコのモニタリングおよびTNRを実施し、外猫の状況を把握する手法しかないか検討のうえ実施していく必要がある。ノラネコについては市街地地区のモニタリングの実施と新たな段階的な指標の設定も含めて、2025年度の点検・見直しを待たずに修正について検討を開始する。

3. ノネコ管理計画全体の評価と見直し

【実施主体】 環境省、鹿児島県、奄美大島ねこ対策協議会

目標	評価方法	評価結果	課題・見直し点
	2018～2027年度 奄美大島ノネコ対策ワーキンググループ（事務局：鹿児島県）において、定期的に各対策の進捗状況など情報共有を図る。以下の各年度においては、ノネコ管理計画の取組全体の評価・見直しを行うことで、それぞれの取組間でのフィードバックを行い、奄美大島におけるネコの適切な管理を目指す。 2020年度 各取組の進捗状況を整理し、内容の点検及び見直しを行う。	△ ノネコ管理計画全体について、各機関の取組について進捗状況を確認・評価した。 概ねロードマップに沿って進んでいるが、ノネコ捕獲の全域展開に遅れが生じており、見直し・改定の必要があることから、評価は△とした。	（森林域からの排除）引き続き捕獲体制の拡充に努める。 （飼い猫条例）引き続き遵守状況の把握に努めるとともに、遵守率が低い項目について、対策を講じていく。 （ノラネコの顕著な減少） ノラネコの個体数の評価を行うためにも、全域的なモニタリングの実施

	<p>2022 年度 取組全体の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。 飼い猫条例の点検、見直しを行う。</p> <p>2025 年度 全域における取組の進捗状況を評価し、内容の点検及び見直しを行う。 飼い猫条例の点検、見直しを行う。 各取組データをもとに奄美大島全体のノネコ個体数を推定する。</p> <p>2027 年度 ノネコ管理計画の目標達成状況の評価を行い、今後の対策を決定する。</p>		<p>によって TNR の効果を検証し、2025 年度の次期点検・見直しを待たずに評価基準等について検討を始める。</p>
--	---	--	---

【取組】

毎年ワーキンググループを複数回開催し、進捗状況の確認、状況の共有等を行った。

2022 年度は 2 回のワーキンググループを開催し、それぞれの進捗状況を評価し合った。

ノネコ捕獲の全域展開に遅れが生じていることから、ロードマップを見直した。

台帳整理をもとに、飼い猫条例の遵守状況について把握を行った。また、飼い猫条例の規則改正を行い室内飼養の項目を統一した様式変更等を行った。

【総合評価】

2022 年度にワーキンググループを開催し、ノネコ管理計画 5 年目の中間評価として各機関の取組状況について評価を行った。「森林域からの排除」および「ノネコの発生源対策」とともに概ねロードマップにて計画した通りに進んでいると評価した。一方で、評価指標が適切であるかについても再度の検討が必要であるという課題も出てきたことから、2025 年度の点検・見直しを待たずに検討を開始することとした。「森林域からの排除」については、捕獲地域の展開に遅れが生じており、ロードマップのスケジュールの見直しが必要となったが、ノネコ管理計画は改訂せずに進捗及び目標を示したロードマップ及びその取組詳細の改訂を行い、最終目標を達成出来るよう進めていく。